

仕様書

- 1 委託業務名 帯広市バス運行委託業務（生涯学習文化課分）
- 2 業務内容 帯広市生涯学習部生涯学習文化室生涯学習文化課が実施する事業（行事）に係るバス運行による旅客配送業務
- 3 契約期間 令和7年4月11日から令和8年3月31日まで
- 4 想定事業量 生涯学習文化課における年間予定発注数は、別紙「想定事業量」のとおり。
ただし、これは本業務に係る事業量を把握するための目安として示すものであり、必ずしもその行程及び発注数を約束するものではない。
- 5 運行車種 使用する車種は、大型バス、中型バス、小型バスとする。
市は乗車予定人数など利用状況等に応じてその車種を指定し、事業者側との調整を行い、使用できるものとする。
- 6 契約及び発注
 - ① 委託契約は単価契約とする。
 - ② 契約単価は、前項で指定する各車種の1時間当たりの運賃（以下、「時間制運賃」という）と1キロメートル当たりの運賃（以下、「キロ制運賃」という）とする。
なお、委託契約及び発注業務については、生涯学習文化課が落札金額（各車種の時間制運賃単価とキロ制運賃単価）をもって、落札者と委託契約を行い、個別に業務発注を行う。
- 7 運賃・料金
 - ① 委託契約に対する単価は、平成26年3月27日付北海道運輸局公示第127号（令和5年8月25日一部改訂・令和5年8月25日付け北海道運輸局公示第46）において示された範囲内の単価とする。
 - ② 時間制運賃は、出庫前及び帰庫の点検時間を1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
ただし、1件の運行に係る走行時間が3時間未満の場合は、3時間として計算する。
また、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
 - ③ キロ制運賃は、走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に、

1 キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

- ④ 早朝・深夜等を伴う運行の割増料金は北海道運輸局が定める範囲内とする。
- ⑤ 有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料等の上記以外の費用に関して単価に含めないものとする。これらの費用が発生する場合は、市が直接支払いを行うか、受注者に別途支払うかは、個別に協議するものとする。
- ⑥ 年度途中で運賃等の改定があっても、契約金額の変更はしないものとする。
- ⑦ 上に定めるもののほか、料金については国で定める基準等によるものとする。

8 キャンセル料

キャンセル料は一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第15条各項に準じ次のとおりとする。

- (1) 配車日の14日から8日まで、所定の運賃及び料金の20%に相当する額。
- (2) 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで、所定の運賃及び料金の30%に相当する額。
- (3) 配車日時の24時間前以降、所定の運賃及び料金の50%に相当する額。
- (4) 前各号は天災等やむを得ない事由によるものについては適用しないものとする。

9 委託料の支払 受注者は毎月初めから月末までの委託料を集計して市に請求する。

10 専任担当者 市と受注者は連絡担当者を明確にする。

11 事故について 車両運行については、道路運送法、道路交通法等の法令を遵守すること。なお、運行上における事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。

12 その他

① 運行計画の提出

運行日の30日前を基準とするが、速やかに確定した運行計画（日時・人数・使用時間等）を提出する。

② 発注内容の変更

提出した運行計画書の発注内容に変更が生じた場合、市はただちに受注者に報告すること。

③ その他

仕様書に記載のない内容については、国の定める基準等に沿って定めるものとし、その他については双方協議の上決定すること。

仕様書

- 1 委託業務名 帯広市バス運行委託業務（地域福祉課分）
- 2 業務内容 帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課が実施する事業（行事）に係るバス運行による旅客配送業務
- 3 契約期間 令和7年4月11日から令和8年3月31日まで
- 4 想定事業量 地域福祉課における年間予定発注数は、別紙「想定事業量」のとおり。
ただし、これは本業務に係る事業量を把握するための目安として示すものであり、必ずしもその行程及び発注数を約束するものではない。
- 5 運行車種 使用する車種は、大型バス、中型バス、小型バスとする。
市は乗車予定人数など利用状況等に応じてその車種を指定し、事業者側との調整を行い、使用できるものとする。
- 6 契約及び発注
 - ① 委託契約は単価契約とする。
 - ② 契約単価は、前項で指定する各車種の1時間当たりの運賃（以下、「時間制運賃」という）と1キロメートル当たりの運賃（以下、「キロ制運賃」という）とする。
なお、委託契約及び発注業務については、地域福祉課が落札金額（各車種の時間制運賃単価とキロ制運賃単価）をもって、落札者と委託契約を行い、個別に業務発注を行う。
- 7 運賃・料金
 - ① 委託契約に対する単価は、平成26年3月27日付北海道運輸局公示第127号（令和5年8月25日一部改訂・令和5年8月25日付け北海道運輸局公示第46）において示された範囲内の単価とする。
 - ② 時間制運賃は、出庫前及び帰庫の点検時間を1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
ただし、1件の運行に係る走行時間が3時間未満の場合は、3時間として計算する。
また、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
 - ③ キロ制運賃は、走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に、

1 キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

- ④ 早朝・深夜等を伴う運行の割増料金は北海道運輸局が定める範囲内とする。
- ⑤ 有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料等の上記以外の費用に関して単価に含めないものとする。これらの費用が発生する場合は、市が直接支払いを行うか、受注者に別途支払うかは、個別に協議するものとする。
- ⑥ 年度途中で運賃等の改定があっても、契約金額の変更はしないものとする。
- ⑦ 上に定めるもののほか、料金については国で定める基準等によるものとする。

8 キャンセル料

キャンセル料は一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第15条各項に準じ次のとおりとする。

- (1) 配車日の14日から8日まで、所定の運賃及び料金の20%に相当する額。
- (2) 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで、所定の運賃及び料金の30%に相当する額。
- (3) 配車日時の24時間前以降、所定の運賃及び料金の50%に相当する額。
- (4) 前各号は天災等やむを得ない事由によるものについては適用しないものとする。

9 委託料の支払 受注者は毎月初めから月末までの委託料を集計して市に請求する。

10 専任担当者 市と受注者は連絡担当者を明確にする。

11 事故について 車両運行については、道路運送法、道路交通法等の法令を遵守すること。なお、運行上における事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。

12 その他

① 運行計画の提出

運行日の30日前を基準とするが、速やかに確定した運行計画（日時・人数・使用時間等）を提出する。

② 発注内容の変更

提出した運行計画書の発注内容に変更が生じた場合、市はただちに受注者に報告すること。

③ その他

仕様書に記載のない内容については、国の定める基準等に沿って定めるものとし、その他については双方協議の上決定すること。

仕様書

- 1 委託業務名 帯広市バス運行委託業務（農政課分）
- 2 業務内容 帯広市農政部農政室農政課が実施する事業（行事）に係るバス運行による旅客配送業務
- 3 契約期間 令和7年4月11日から令和8年3月31日まで
- 4 想定事業量 農政課における年間予定発注数は、別紙「想定事業量」のとおり。
ただし、これは本業務に係る事業量を把握するための目安として示すものであり、必ずしもその行程及び発注数を約束するものではない。
- 5 運行車種 使用する車種は、大型バス、中型バス、小型バスとする。
市は乗車予定人数など利用状況等に応じてその車種を指定し、事業者側との調整を行い、使用できるものとする。
- 6 契約及び発注
 - ① 委託契約は単価契約とする。
 - ② 契約単価は、前項で指定する各車種の1時間当たりの運賃（以下、「時間制運賃」という）と1キロメートル当たりの運賃（以下、「キロ制運賃」という）とする。
なお、委託契約及び発注業務については、農政課が落札金額（各車種の時間制運賃単価とキロ制運賃単価）をもって、落札者と委託契約を行い、個別に業務発注を行う。
- 7 運賃・料金
 - ① 委託契約に対する単価は、平成26年3月27日付北海道運輸局公示第127号（令和5年8月25日一部改訂・令和5年8月25日付け北海道運輸局公示第46）において示された範囲内の単価とする。
 - ② 時間制運賃は、出庫前及び帰庫の点検時間を1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
ただし、1件の運行に係る走行時間が3時間未満の場合は、3時間として計算する。
また、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
 - ③ キロ制運賃は、走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に、

1 キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

- ④ 早朝・深夜等を伴う運行の割増料金は北海道運輸局が定める範囲内とする。
- ⑤ 有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料等の上記以外の費用に関して単価に含めないものとする。これらの費用が発生する場合は、市が直接支払いを行うか、受注者に別途支払うかは、個別に協議するものとする。
- ⑥ 年度途中で運賃等の改定があっても、契約金額の変更はしないものとする。
- ⑦ 上に定めるもののほか、料金については国で定める基準等によるものとする。

8 キャンセル料

キャンセル料は一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第15条各項に準じ次のとおりとする。

- (1) 配車日の14日から8日まで、所定の運賃及び料金の20%に相当する額。
- (2) 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで、所定の運賃及び料金の30%に相当する額。
- (3) 配車日時の24時間前以降、所定の運賃及び料金の50%に相当する額。
- (4) 前各号は天災等やむを得ない事由によるものについては適用しないものとする。

9 委託料の支払 受注者は毎月初めから月末までの委託料を集計して市に請求する。

10 専任担当者 市と受注者は連絡担当者を明確にする。

11 事故について 車両運行については、道路運送法、道路交通法等の法令を遵守すること。なお、運行上における事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。

12 その他

① 運行計画の提出

運行日の30日前を基準とするが、速やかに確定した運行計画（日時・人数・使用時間等）を提出する。

② 発注内容の変更

提出した運行計画書の発注内容に変更が生じた場合、市はただちに受注者に報告すること。

③ その他

仕様書に記載のない内容については、国の定める基準等に沿って定めるものとし、その他については双方協議の上決定すること。

仕様書

- 1 委託業務名 帯広市バス運行委託業務（観光交流課分）
- 2 業務内容 帯広市経済部観光交流室観光交流課が実施する事業（行事）に係るバス運行による旅客配送業務
- 3 契約期間 令和7年4月11日から令和8年3月31日まで
- 4 想定事業量 観光交流課における年間予定発注数は、別紙「想定事業量」のとおり。
ただし、これは本業務に係る事業量を把握するための目安として示すものであり、必ずしもその行程及び発注数を約束するものではない。
- 5 運行車種 使用する車種は、大型バス、中型バス、小型バスとする。
市は乗車予定人数など利用状況等に応じてその車種を指定し、事業者側との調整を行い、使用できるものとする。
- 6 契約及び発注
 - ① 委託契約は単価契約とする。
 - ② 契約単価は、前項で指定する各車種の1時間当たりの運賃（以下、「時間制運賃」という）と1キロメートル当たりの運賃（以下、「キロ制運賃」という）とする。
なお、委託契約及び発注業務については、観光交流課が落札金額（各車種の時間制運賃単価とキロ制運賃単価）をもって、落札者と委託契約を行い、個別に業務発注を行う。
- 7 運賃・料金
 - ① 委託契約に対する単価は、平成26年3月27日付北海道運輸局公示第127号（令和5年8月25日一部改訂・令和5年8月25日付け北海道運輸局公示第46）において示された範囲内の単価とする。
 - ② 時間制運賃は、出庫前及び帰庫の点検時間を1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
ただし、1件の運行に係る走行時間が3時間未満の場合は、3時間として計算する。
また、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

- ③ キロ制運賃は、走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に、1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。
走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- ④ 早朝・深夜等を伴う運行の割増料金は北海道運輸局が定める範囲内とする。
- ⑤ 有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料等の上記以外の費用に関して単価に含めないものとする。これらの費用が発生する場合は、市が直接支払いを行うか、受注者に別途支払うかは、個別に協議するものとする。
- ⑥ 年度途中で運賃等の改定があっても、契約金額の変更はしないものとする。
- ⑦ 上に定めるもののほか、料金については国で定める基準等によるものとする。

8 キャンセル料

キャンセル料は一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第15条各項に準じ次のとおりとする。

- (1) 配車日の14日から8日まで、所定の運賃及び料金の20%に相当する額。
- (2) 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで、所定の運賃及び料金の30%に相当する額。
- (3) 配車日時の24時間前以降、所定の運賃及び料金の50%に相当する額。
- (4) 前各号は天災等やむを得ない事由によるものについては適用しないものとする。

9 委託料の支払 受注者は毎月初めから月末までの委託料を集計して市に請求する。

10 専任担当者 市と受注者は連絡担当者を明確にする。

11 事故について 車両運行については、道路運送法、道路交通法等の法令を遵守すること。なお、運行上における事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。

12 その他

① 運行計画の提出

運行日の30日前を基準とするが、速やかに確定した運行計画（日時・人数・使用時間等）を提出する。

② 発注内容の変更

提出した運行計画書の発注内容に変更が生じた場合、市はただちに受注者に報告すること。

③ その他

仕様書に記載のない内容については、国の定める基準等に沿って定めるものとし、その他については双方協議の上決定すること。